

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成25年 1月24日（木）

担当課：総務部 人財課

件 名：大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

提出理由：職務・職責に応じた給与制度とするため、大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景

（1）国の動き

- ・国においては、平成18年度にいわゆる給与構造改革（給料の平均4.8%減額など）を施行し、年功的な給与上昇を抑制し職務・職責に応じた給与構造へ転換した。
- ・平成21年度からは能力・実績に基づく人事管理の基礎とすべく、新たな人事評価を実施した。
- ・国の厳しい財政状況や東日本大震災の復興に対処するため、国家公務員の給与を平均7.8%引き下げる臨時の特例措置を実施している（平成24～25年度）。

（2）本市の現状

- ・平成18年7月に、国の給与構造改革に準じた制度改正を行い、また、人事評価制度についても、平成21年度に現行内容に改正した。
- ・役職者（ポスト）数を抑制してきた一方で、担当者の昇格管理が緩かったことから、役職者と担当者との給与水準がほとんど差のない状況となっている。
- ・給与構造改革の意図に即し、年功的な給与体系をより能力実績主義へ改変する必要がある。
- ・より一層職務・職責に応じた給与制度とする必要がある。

2. 給与条例改正の考え方

- ・「職務給の原則」に基づき、一の職務段階に一の職務の級を割り当てることを基本とする。
- ・「情勢適応の原則」に基づき、国の給料表と異なる部分を改正する。
- ・総人件費を抑制する改正とする。

3. 給与条例改正の骨子

（1）行政職給料表(1)については、職務が重なる級を削除し、「8級制」を「6級制」に変更する。

【行政職給料表（1）の級】

改正前		改正後	
1級	主事補	1級	主事
2級	主事		
3級	主任		
4級	主査	2級	主任
5級	副主幹		
	係長	3級	係長
6級	課長、主幹	4級	課長、主幹
7級	次長、参事	5級	次長、参事
8級	部長	6級	部長

（2）行政職給料表(2)についても、行政職給料表(1)の改正に準じ、「5級制」を「3級制」に変更する。

【行政職給料表（2）の級】

改正前		改正後	
1級	学校給食員	1級	学校給食員
2級	技能職員		
3級	高度な技能職員		
4級	特に高度な技能職員	2級	技能職員
5級	技能主任		
		3級	技能主任

（3）行政職給料表について、国家公務員給料表の各級の最高号俸を上回る給料表の継ぎ足しを削除し、国家公務員給料表に合わせる。

4. その他

- ・勤務成績に応じた処遇をより一層図るため、分限処分に関する基準の策定等その他必要な改正を行う予定。
- ・その他の給料表については、行政職給料表に準じた改正を検討中。

経 過

H17.4 行(1)管理職人事評価導入
H18.4 国が給与構造改革を実施
H18.7 大和市が給与構造改革を実施
H20.4 行(1)全職員人事評価導入

今後の予定

H24.12～H25.1 組合交渉
H25. 3 議案上程
H25.10.1 条例施行